

# 令和6年1定 一般質問 開催状況

開催年月日 令和5年3月7日

質問者 日本共産党 真下 紀子 議員

担当部課 総合政策部総務課  
総合政策部政策局参事  
選挙管理委員会

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>一 知事の政治姿勢について</b> <b>(一) 政治資金等について</b></p> <p><b>1 政治資金報告書の目的について</b> 政治資金報告書は政治団体の政治資金の収支を国民の前に公開するという政治資金規正法の目的から見て極めて重要な役割を担います。政治資金規正法の立法趣旨に鑑みて、政治資金収支報告はどうあるべきとお考えか、知事および選挙管理委員長の認識を伺います。</p> <p><b>2 政治資金問題の受け止めについて</b> 政治資金報告書への不記載やキックバックなど、自民党の裏金問題に国民から厳しい批判の声が上がり、岸田首相が現職首相として初めて政治倫理審査会の審査に応じざるを得ない事態となりました。国民に深刻な政治不信を与える極めて深刻な事態と考えます。知事はどう受け止めたのか、見解を伺います。</p> <p><b>3 対価の支払いに関する政治資金規正法の取り扱いについて</b> 私ども日本共産党道議団は、鈴木知事の後援会の</p>	<p><b>【三橋総合政策部長】</b> 政治資金の収支報告についてでございますが、政治資金規正法は、政治団体や公職の候補者による政治活動が国民の不断の監視の下に行われるようにするため、政治団体の届出や政治資金の収支状況など政治活動の実態を広く公開し、その公明と公正を確保することにより、民主政治の健全な発達に寄与することを目的としているものと認識しております。 政治資金収支報告書は、こうした法の趣旨に則り、適切に作成されるべきものと考えているところでございます。</p> <p><b>【石塚選挙管理委員長】</b> 政治資金等に関し、まず、政治資金収支報告書についてでございますが、政治資金規正法は、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治資金収支報告書の提出と公開を定めることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主主義の健全な発達に寄与することを目的としております。 また、同法第2条におきまして、政治団体はその政治資金の収受に当たっては、国民の疑惑を招くことのないよう、この法律に基づいて公明正大に行わなければならないとされております。</p> <p><b>【鈴木知事】</b> 政治資金の透明性についてでございますが、政治資金の透明性の確保に向けては、国政の場において、十分な議論を尽くすとともに、有権者から負託を受けた政治家は、その信頼を損なうことのないよう努めることが大切であると考えています。</p> <p><b>【石塚選挙管理委員長】</b> 次に、政治資金パーティーに関する記載方法に</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>政治団体の政治資金収支報告書について調査をいたしました。</p> <p>知事を支援する「活力あふれる北海道の未来を実現する会」の政治資金収支報告書によりますと、2019年開催のパーティー収入3,811万円に対して、対価を支払った者の数は3,811と記載されています。</p> <p>同様に、2021年は3,703万円の収入に対し、対価の支払者は3,703、2022年は3,707万円の収入に対し、3,707が対価の支払者として記載されています。</p> <p>いずれも会費額と一致する1万円で割り切れる数を支払者の数としています。これは非常に奇々怪々なことです。</p> <p>1人が複数枚のパーティー券を購入した場合、「対価の支払をした者の数」は1とカウントされると承知しております。</p> <p>政治資金規正法における取り扱いはどうなのか、選挙管理委員長の見解を伺います。</p> <p><b>4 収支報告の適切性について</b></p> <p>1企業或いは1個人が複数枚のパーティー券を購入しているなら、この報告書のように、パーティー収入と対価を支払った者の数が会費で割り切れることはあり得ないことです。同会の政治資金収支報告書が、なぜこのように報告をしているのか、国民に公表する政治資金規正法に則った適正かつ公正な報告と言えるのか、知事、ご説明願います。</p> <p><b>5 いわゆる「疑惑の同数」について</b></p> <p>知事の関連団体の報告書のように、収入金額を会費の金額で割り切れる数を収入の内訳として記載しているのは「疑惑の同数」と言われる偽装形態であり、虚偽記載です。知事の見解はいかがかお答えください。</p> <p><b>6 利益率について</b></p> <p>パーティー券は形を変えた企業・団体献金であり、抜け道だと指摘され、重大問題となっています。2019年以降3回開催された知事の政治資金パーティーによる利益率を計算してみますと、92%から94%にのぼっています。</p> <p>朝日新聞の報道によりますと、自民党安倍派が裏金事</p>	<p>ついてであります。対価に係る収入の金額が1,000万円以上である政治資金パーティーについては、開催年月日や場所、対価に係る収入の金額、対価の支払いをした者の数などを政治資金収支報告書に記載するよう政治資金規正法第12条で定められているところでございます。</p> <p>この「対価の支払いをした者の数」は、主催団体へ直接対価の支払いをした者の数を記載することと解されているものの、複数枚購入した場合の記載方法が政治団体によって異なっていることは事実であり、道選管といたしましては「届出の手引」をより分かりやすく改訂するなど、記載方法がしっかりと伝わるよう周知してまいります。</p> <p><b>【鈴木知事】</b></p> <p>収支報告の内容についてであります。私を後援いただいている「活力あふれる北海道の未来を実現する会」の政治資金収支報告書においては、セミナー券の対価に係る収入総額を記載するとともに、その販売枚数を「対価の支払をした者の数」として記載をしております。</p> <p>この記載については、団体により扱いが異なっており、当該記載について、団体によっては、訂正を行っていることがわかったことから、改めて確認をしたところ、複数枚を購入している方をひとつと捉えて記載する方法が適当とのことであったため、該当する箇所については、同会において、すでに訂正の報告を行ったと承知しております。</p> <p><b>【鈴木知事】</b></p> <p>セミナーの収入金額の記載についてであります。「活力あふれる北海道の未来を実現する会」においては、昨今の収支報告書の修正の動きを踏まえ、改めて、道選管に確認をしたところ、複数枚を購入している方をひとつと捉えて記載する方法が適当との見解が示されたことから、訂正することとし、既にその報告を道選管に行ったと承知しております。</p> <p><b>【鈴木知事】</b></p> <p>セミナーの対価についてであります。政治資金パーティーには、政治家自身による政治活動の報告や有識者を講師として招くもの、飲食を提供し交流の場とするものなど、様々な形態があるものと認識しています。</p> <p>後援会が開催しているセミナーは、私自身の政治信</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>件を受けて政治資金パーティーの収入を訂正しましたが、2020年から22年のパーティーの利益率はいずれも7割から8割に上っていました。ところが知事は、安倍派よりも高い利益率のパーティー収入を毎回生み出していたことに驚きを禁じ得ません。</p> <p>パーティーの高い利益率および対価性について、知事はどう説明するのか伺います。</p> <p><b>7 パーティー券購入者と会場定員との乖離について</b></p> <p>2019年のパーティー会場であったホテルに確認してみたところ、最大1,120名が定員とのことでした。しかし「対価の支払をした者の数」は3,811と記載されています。この記載が事実であれば、実に会場定員の3倍以上の人がパーティー券を買ったことになります。これは事実なのか伺います。また、会場定員の3倍以上ものパーティー券を販売した理由についてもあわせて伺います。</p> <p><b>8 寄付者及びパーティー券購入者と道事業の受注について</b></p> <p>「活力あふれる北海道の未来を実現する会」の代表者はニトリホールディングス代表取締役会長の似鳥昭雄氏です。同会の政治資金報告書では、2019年、株式会社ニトリホールディングスと株式会社ニトリがそれぞれ150万円、株式会社ニトリパブリックが100万円、計400万円のパーティー券を購入しています。</p> <p>特定パーティーを開催しなかった2020年報告では似鳥氏本人が150万円を寄付し、21年・22年はそれぞれ株式会社ニトリがパーティー券を150万ずつ購入しています。</p> <p>似鳥氏本人の寄付150万円の他、ニトリのグループ企業はこの4年間で延べ700万円を知事のパーティー券購入として支援をしています。</p> <p>公正な道政運営を行う知事のもとで、よもや多額の支援をするニトリグループとは、道の契約はないものと考えますが、株式会社ニトリ及びニトリグループ企業と道との契約実績はどうなっているのか、お示し願います。</p> <p>受注企業からの寄付やパーティー券購入は、契約の公正・公平を旨とするうえで発注者である知事は辞退すべきではありませんか。お答えください。</p> <p><b>9 政治資金パーティーについて</b></p> <p>岸田首相は衆議院政治倫理審査会で「結果的に在任中はやることはないと考えている」と答弁し、首相在任中は政治資金パーティーを開催しないと表明しました。</p>	<p>条や政策などの説明を中心としているものであり、その実施手法などについては、後援会で検討されたものと承知しております。</p> <p>なお、政治資金規正法において、寄附とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものをいう。」とされており、政治資金パーティーに係る収入について、政府は、当該政治資金パーティーへの参加の対価に係るものであるため、寄附とは性質が異なるものと解しているところでございます。</p> <p><b>【鈴木知事】</b></p> <p>セミナーの会場などについてであります。後援会において2019年のセミナーは初めての開催であり、当日、会場に出席される方を事前に予想することは難しかったところではありますが、できる限り多くの方に参加いただけるよう、事前準備に加えて、当日の来場者の状況を見ながら、現場での対応を行っていたものと承知しております。</p> <p><b>【鈴木知事】</b></p> <p>契約等の実績についてであります。道としては、ご質問のあった企業及び関連企業とは、平成31年度から今年度までの5年間で、コンソーシアムの構成員としての委託事業を含め、合計12件、約1億8,900万円の契約等を行っており、それらの事務手続きは、地方自治法や北海道財務規則などを遵守し、適切に行われているところであります。</p> <p>なお、私の後援会への支援等は、個々の企業や個人の立場で、私の政治活動を後押しいただいているものと承知しております。</p> <p><b>【鈴木知事】</b></p> <p>後援会が開催するセミナーについてであります。政治家は、自らの信条や政策などについて、広く発信することが重要であると考えており、私は、これまで、北海道</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>今や政治とカネをめぐる疑念を広げる温床ともいえる政治資金パーティーは、中立公正な行政運営を担う知事の政治姿勢として開催しないとこの場で表明すべきと考えますが、見解を伺います。</p> <p><b>【再質】</b></p> <p><b>1 政治資金規正法の目的について</b></p> <p>政治資金規正法の目的について、知事は答弁を避けましたが、選挙管理委員長は、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるよう公開を定めており、国民の疑念を招くことがないようにと答弁をしました。私は、知事を支援する団体主催の「政経セミナー」で、パーティー券の売り上げを会費額で割った数、すなわち疑惑の同数を、対価の支払者として報告していた虚偽記載を指摘し、批判したのです。知事の関連団体の政治資金報告は、規正法の目的に反していたとはお考えにならないのかお答えください。</p> <p><b>2 高い利益率について</b></p> <p>政治資金問題はしんぶん赤旗報道が契機となっておりますが、今回私が質問を通告後、知事が答弁する前という絶妙のタイミングで、知事の関連団体が道選管に確認して、5日に修正したと知事は答えました。しかし、修正して済む問題ではありません。</p> <p>政治資金規正法は、政治資金パーティーを、対価を徴収して行われる催し物として、献金と分けています。「対価性」は、献金と区別するキーワードです。一方、知事の政治資金パーティーの利益率を計算すると92～94%となります。つまり、対価性が極めて低く、パーティー券の売り上げのほとんどが利益となっているのが実態だということです。これでは、パーティーの名を借りた事実上の献金に他ならないではありませんか。それでも知事は否定するなら、お考えを伺います。</p> <p><b>3 会場定員と参加見込みについて</b></p> <p>鈴木知事の後援会事務所は、販売枚数を記していたとして、修正しました。対価の支払いをしたものは、2021年の3,703を、実際は1,193だったと修正、2022年の3,707を1,237に修正しました。購入者は2,520、2,470も減りましたが、収入金額は修正しておりません。2019年の開催会場は最多の定員で1,120名に対して、関連団体による知事のパーティー券販売は3倍以上で3,700枚を超えていたことを認めています。</p> <p>知事は「2019年のセミナーは初めての開催であり、会</p>	<p>を取り巻く状況をはじめ、道政に臨む考え方などについて、様々な機会を通じて、多くの方々に説明してきたところであり、私の後援会が開催するセミナーも、その機会の一つとして活用してまいりました。</p> <p>こうしたセミナーの開催については、今後とも、後援会において、政治資金規正法を踏まえ、適切に判断されるものと考えております。</p> <p><b>【鈴木知事】</b></p> <p>政治資金収支報告についてであります。「活力あふれる北海道の未来を実現する会」においては、これまでも政治資金規正法の趣旨に則り、各般の対応をしているものとお聞きしております。</p> <p>こうした中、政治資金パーティーに関し、「対価の支払をした者の数」については、団体により扱いが異なっており、最近、訂正を行っている団体もあることから、改めて確認をしたところ、複数枚を購入している方をひとつと捉えて記載する方法が、適当との解釈があったため、該当する箇所については、同会において、すでに訂正し、その報告を行ったものとお聞きしております。</p> <p><b>【鈴木知事】</b></p> <p>セミナーの開催方法についてであります。政府において、政治資金パーティーに係る収入は、対価が存在するため、寄附とは性質が異なるものと解しているところであり、政治資金規正法によると、一者当たり150万円の限度内であれば、開催が可能なものとされております。</p> <p>こうしたことから、私の後援会が開催したセミナーにつきましては、政治資金規正法の趣旨に沿って、適切に開催されているものと聞いております。</p> <p><b>【鈴木知事】</b></p> <p>セミナーの参加者についてであります。セミナーにおいては、希望される全ての方が参加できることが重要であり、当該セミナーにおきましても事前準備や当日対応を行い、来場されたすべての方々が聴講いただいております。会場の都合などの理由で、参加をお断りした方はいなかったものと聞いております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>場に出席される方を事前に予測することが難しかった。」と答弁しましたが、会場定員の3倍以上ものパーティー券を販売する免罪符には到底なり得ません。それだけの参加を見込んで売っていたのか。ご説明願います。</p> <p><b>4 対価性について</b></p> <p>知事の関連団体は3,700枚以上のパーティー券を3回も売っていますが、その対価性は何か。パーティーの対価は何をもって得られたと説明するのでしょうか。特に2019年はリアル開催で、会場定員の3倍ものパーティー券が販売されたこと自体がありえないことです。会場定員と販売数の乖離は、パーティーの対価を得ていない購入者が相当数に上ることを意味しています。対価の実態がないにもかかわらずパーティー券を販売していたなら、「カラパーティー」と言われても否定できないのではありませんか。そうでないというなら、道民が納得できるように説明を求めます。お答えください。</p> <p><b>5 透明性について</b></p> <p>購入者約1,200人のうち報告書に記載されている数は10、13だけであり、公開率は実に1%以下です。献金であれば5万円以上の公開となりますが、20万円を超えるものが公開対象の政治資金パーティーは透明度が一層下がるのが問題なんです。知事のパーティーの場合は99%の購入者はブラックボックスです。政治資金パーティーは透明性も確保されがたく、企業団体献金の隠れ蓑と言えるではありませんか。お答えください。</p> <p><b>6 受注企業等のパーティー券購入の辞退について</b></p> <p>「活力あふれる北海道の未来を実現する会」会長である似鳥昭雄(株式会社ニトリホールディングス代表取締役会長)およびニトリグループによる寄付金・パーティー券購入は、上限いっぱいなど、他と比較しても突出しています。</p> <p>ただいまの知事の答弁でニトリグループ企業からの物品の購入、道の事業委託等の実績などが、5年間で12件、1億8,900万円にも上っていることが初めて明らかになりました。</p> <p>知事、事務手続きが適正なのは当然です。当たり前のことです。しかし、道事業の委託事業者や企業によるパーティー券の購入は、行政として契約の公正・公平に反するものではありませんか。公明正大な発注責任者として、疑念を持たれることのないよう、知事は、自ら辞退を申し出るべきではありませんか。見解を伺います。</p>	<p><b>【鈴木知事】</b></p> <p>セミナーの参加状況についてであります。セミナーの開催にあたっては、希望される全ての方が参加できることが重要であり、当該セミナーにおきましても、会場の都合などにより、参加をお断りした方はいなかったものと聞いております。</p> <p>なお、その方のご都合により、欠席された方の取扱いにつきましては、政治資金規正法上、明確な取扱い規定はなく、政府によると、政治資金パーティに係る収入と寄附とは、性質が異なるとの見解が示されております。</p> <p><b>【鈴木知事】</b></p> <p>セミナー券の購入者についてであります。私の後援会では、セミナー券を購入され、その金額の合計額が20万円を超える方について、氏名等を記載し、公表しており、政治資金規正法に則り、適切に対応しているものと聞いています。</p> <p><b>【鈴木知事】</b></p> <p>後援会への寄附やセミナー等についてありますが、私の後援会への寄附やセミナーについては、政治資金規正法に則り、適切に行われているものと聞いております。</p> <p>また、後援会への支援等も、同様に、法に則り、個々の企業や個人の立場で、私の政治活動を後押しいただいているものと承知しております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>【再々質】</b></p> <p><b>1 パーティー券購入者と会場定員との乖離について</b></p> <p>会場となったホテルによく確認したところ、1,120名は理論上ぎちぎちに詰め込んだ場合の数、ステージ・演台等を配置するとさらに収容人数は少なくなるとのことでした。実際にパーティーに出席する意思があるのに、当日やむを得ない事由により出席できなかった人数を考慮しても、定員の3倍以上のパーティー券を販売することはにわかに信じがたい、ありえないと別のホテルの関係者も話しています。主催者としての見識はもちろん、知事自身も責任が問われる問題です。知事の後援会是对価を支払った者の人数は訂正しましたが、パーティー収入金額、パーティー券の枚数は訂正していません。会場に入れないことがわかっていながら会場定員の3倍以上のパーティー券を販売したことは、悪質との批判を免れないのではありませんか。</p> <p>知事はカラパーティー疑惑をどう釈明するのか、これで透明性を確保していると知事は胸を張って道民に言うのか伺います。</p> <p><b>2 いわゆる「疑惑の同数」について</b></p> <p>鈴木知事の関連団体のパーティーは、利益率が90%を超え、参加の実態にかかわらず、パーティーの度に3,400万円以上の収入を得ており、実質献金・寄附ではないでしょうか。政治とカネをめぐる国民の政治不信が募っている最中、鈴木知事も疑惑の同数という政治資金報告書の虚偽記載を行っていただけでなく、カラパーティー券の疑惑まで浮上しました。これは単なる事務的ミスとは言えません。高橋はるみ元知事も自身の関連団体「北海道を愛するみんなの会」2012年収支報告書で疑惑の同数と言える記載を行っていました。パーティー券も定員以上を販売していました。知事2代にわたって慣例化していたのではないかと疑念を持たざるを得ません。このような実態の政治資金パーティーに対して、道民に疑念を抱かれ、政治不信を招くことになるとは知事はお考えにならないのか。実質寄附である政治資金パーティーは後援会とよく相談をして、改めるべきではないでしょうか。私は辞めるべきと申し上げますが、知事の見解を伺います。</p> <p><b>3 利益率について</b></p> <p>知事は来場された全ての方々を聴講いただいております、会場などの都合などの理由で参加をお断りした方はいなかったものと答えています。2019年のパーティーはリアル開催であり、会場を訪れなければ聴講は不可能なはずで、2,500人以上の方が定員オーバーとなるなか、その方々への対価性をどう保証したのか伺います。</p>	<p><b>【鈴木知事】</b></p> <p>私の後援会が開催しているセミナーに関し、会場定員と参加見込みについてであります。セミナーにおいては、希望される全ての方が参加できることが重要であり、当該セミナーにおきましても、事前準備や当日対応を行い、来場された全ての方々を聴講いただいております。会場の都合などの理由で参加をお断りした方はいなかったと聞いております。こうしたことから、私の後援会が開催したセミナーにつきましては、政治資金規正法の趣旨に沿って適切に開催されたものと聞いております。</p> <p><b>【鈴木知事】</b></p> <p>政治資金収支報告書についてであります。私の後援会の政治資金パーティーに関し、「対価の支払いをした者の数」については、団体により取扱いが異なっており、最近訂正を行っている団体もあることから、改めて確認をしたところ、複数枚を購入している方をひとつとらえて記載する方法が適当との解釈であったため、該当する箇所につきましては、同会において既に訂正し、その報告を行ったと聞いております。</p> <p><b>【鈴木知事】</b></p> <p>次にセミナーの対価についてであります。政府においては政治資金パーティーの収入については当該パーティーの対価に係るものであり、政治資金パーティーに係る収入と寄附とは性質が異なるものとの見解が示されております。また、政治資金規正法においても、対価の考え方の詳細について明確な規定はないものと承知しております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>4 寄附者及びパーティー券購入者と道事業の発注について</b></p> <p>知事は企業献金はどういう本質を持つのか考えたことがありますか。岡原昌男元最高裁長官は国会で、「本来営利団体である会社だから儲けにならんことをやることは株主に対する背任になる。見返りを要求する献金だと流職罪、汚職になる恐れがある」と発言しています。企業は自らの営利を目的として活動を行うものであり、企業のためになるから政治家への献金を行うのです。ニトリグループが購入したパーティー券は4年で700万円、利益率90%をかけると実に630万円以上の寄付に相当する規模ですが、一方で道の事業は1億8,900万円の受注です。疑惑を持たないでほしいという方がおかしいのではないのでしょうか。政治とカネをめぐる国民の目はこれまで以上に厳しく注がれている中、いささかでも疑念を抱かせる要素を放置することはあってはなりません。現行の政治資金規正法上はたとえ適切であったとしても、受注契約企業から契約の責任者である知事や講演会が9割以上利益とする政治資金パーティー券の購入をお願いすることは少なくとも知事在任中は辞退すべきではありませんか。</p>	<p><b>【鈴木知事】</b></p> <p>最後にパーティー券の収入などについてありますが、私の後援会への寄付やセミナーにつきましては、政治資金規正法に則り、適切に行われているものと聞いております。道としては、委託事業等につきましては、地方自治法や北海道財務規則などを遵守し、適切に行われているところであります。</p>